

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2010年(平成22年)3月16日

福山市長 羽田 皓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ひまわり御幸店

所在地 福山市御幸町下岩成338

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 生鮮旬市場ユアーズ御幸店

(変更後) ひまわり御幸店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別表1のとおり

(変更後) 別表2のとおり

3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

2007年(平成19年)12月16日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別表2のとおり

4 変更する理由

大規模小売店舗の名称及び小売業者の変更のため

5 届出年月日

2010年(平成22年)3月9日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部商工課及び福山市企画総務局企画部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2010年(平成22年)3月16日から同年7月16日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2010年(平成22年)7月16日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部商工課

変更前

別表 1

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ユアーズ	代表取締役社長 根石 義一	広島県安芸郡海田町南堀川町4-11
ジャスフオート株式会社	代表取締役 本田 進	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6
有限会社フラワー黒崎	代表取締役 黒崎 八重子	岡山県井原市井原町687番地の1

変更後

別表 2

小 売 業 者		住 所	変更年月日
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社プブレひまわり	代表取締役 梶原 秀樹	福山市西新涯町二丁目10番11号	2004年(平成16年) 2月10日
株式会社エブリィ	代表取締役 岡崎 雅廣	福山市南蔵王町二丁目10番22号	2008年(平成20年) 1月17日
有限会社フラワー黒崎	代表取締役 黒崎 八重子	岡山県井原市井原町687番地の1	